

産業民生常任委員会

平成24年12月11日(火)

◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時00分)

○委員長(原見正信) ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

出席委員は9名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり、付託案件4と所管事務調査1件の以上5件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、12月4日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(原見正信) 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案第7号、議案第10号、議案第8号、議案第4号の順番で審査を行います。

それでは、議案第7号 伊達市就農支援研修センター条例を議題といたします。

それでは、議案第7号の質疑を願います。

○委員(菊地清一郎) 議案第7号の説明文の中で別表がございまして、第1種パイプハウス1棟当たり月額1万円、第2種が5,000円となっております。それで、この第1種と第2種の違いがどういふものなのか教えていただきたいと思っております。

○農務課長(松井知行) お答えいたします。

第1種につきましては、イチゴの高設設備が催されているハウスでございます。それから、第2種につきましては、高設設備が設置されていない、いわゆる土耕でやれる、野菜や何かもつくれるというようなハウスでございます。以上の違いでございます。

以上です。

○委員(吉野英雄) 第5条、それから第6条の別表関係についてお伺いします。今第1種と第2種の違いについては説明がされました。それで、第5条で使用者の使用料の納付の関係について、第2項で使用料は前納とするというふうになっております。それで、ただし書きがついておりますから、原則は前納だけれども、ただし書きで救えるようにはしてあるわけですが、実際にこの就農研修施設でもってことし試験研究栽培等やりまして一定の収入は見通しが少しは見えてきたのかなというふうに思いますが、まだまだ試験段階なのかなというふうに思っております。そうしますと、前納制ということで実際にこれから、植えつけもやっておりますが、実際にどの程度収入が上がっていくのかというような見通しも踏まえた上で第6条にあるような使用料の設定がなされているのかどうか、この辺はいかがなものでしょうか。

○農務課長(松井知行) お答えいたします。

今現在23年度の試験販売の実績といたしましては、9棟で夏どりイチゴを栽培しております。そ

れで、平均的に1棟当たり大体140万ぐらいの売り上げがあると。ただし、あくまでも試験栽培なものですから、いろいろな植え方、それから土の条件を変えて栽培をする、それから本数を変えて栽培をするというやり方をやっているもので、みんなが同じような数字ではありません。一番基本的な植え方したものについては、1棟当たり200万の収入を超えるものがあるものですから、その部分からいいますと新規就農を含めて一番最初の年であっても1棟当たり100万程度の売り上げがあるというふうな見込みのもとにこの部分につきましては算定をしたということでございます。ただ、あくまでも原価を割ってどうのこうのというよりも就農を支援するという立場に立って設定をしたという部分も加味しております。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） ただし書きにある特に必要があると認める場合はこの限りではないというようにただし書きの想定している範囲内というのは、どのようなことを想定されているのかお聞かせください。

○農務課長（松井知行） 本人の責に帰さないような事由ということを考えております。自然災害等でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今同僚委員とのやりとりでわかりましたところもあります。政策的に進めている点もございますので、強いと思っておりますから、簡単に1点だけ、これの施設にかかわるいわゆるランニングコストというものは年間で算出されているのかどうか、それがもし数字としておわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

○農務課長（松井知行） ランニングコストでございます。ことしの予算におきましては、1,100万という数字を上げさせていただいております。この中には、イチゴの苗代や何かも含んでおりますけれども、基本的にかかるものは電気代が主ということでございまして、大体500万程度の電気代、それから油代というものを見込んでいるということでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 500万ぐらいということで、細かくて恐縮ですが、今油代ということでございますが、暖房費もその中に含まれているということでしょうか。

○農務課長（松井知行） ハウスを加温するための暖房の燃料代も入っているということでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。先ほど別表のいわゆる月額費用の部分の部分が根拠としてどうなのかなというふうにも思っておりましたが、先ほどの答弁で大体その答えが出ていると思っておりますから、そのことについて改めて聞くことはいたしません。ただ、非常に施設としてはやっぱり経費としてはかかるのだなということを改めて感じましたので、成果をやっぱりしっかりと見きわめていかなければいけないのだなというふうに感じました。

それと、月額の設定になっている点、また細かく言うと日割りまで一応設定をされているという点は、就農施設というその性格上、本当は年で計算してもいいのではないかというふうに感じるの

ですが、この辺の決定はどのような経緯なのでしょう。

○農務課長（松井知行） 基本的には、年単位でやるべきだと思っております。ただ、イチゴの生産につきまして、当面はイチゴの生産に特化するということでやっていこうということでやっておりまして、イチゴの場合夏どりですと3月、4月にはもう定植をしなければならない、それから冬どりであれば8月、9月に定植をしなければならないというような事情がございます。それから、就農者につきまして毎年4月に入ってくるということに限らないものですから、そういった意味で月割りという形でいったほうが公平だろうということの判断でございます。

以上でございます。

○委員（嶋崎富勝） 条例の第1条、設置目的でありますけれども、今までも一般質問、あるいは大綱なんかでも多分出ていたのですが、これはやっぱり何としても成功していただきたいなと思っております。設置の目的があくまでも例えば新規就農者、新たに農業を後継しようと、そういった方々の支援でございますから、やっぱりある程度新規就農者の意向、また動向含めてどの程度把握されているのか、わかる範囲でいいですから、お答え願いたいと思っております。

○農務課長（松井知行） まず、農協が行ったアンケートによりまして、イチゴ栽培に関心を持っている既存の農家さんの戸数でいいますと、約20軒ちょっとの農家さんが関心を持っているという答えを出してきたと。ただ、いずれの農家さんもやはり今の巨理の生産者が本当にイチゴだけで安定した経営ができるのかどうかというのを見きわめたいというような状況であるということだそうです。それで、今私どもといたしましては、後継者が複数いる農家さんに農協さんから直接声をかけるように話をしておりますけれども、まだまだやはりその状況を見ているというような模様眺めのところがまだ強いということでございました。

それと、新規就農の部分については、昨年4件ほどの電話による問い合わせが市のほうに来ております。いずれもイチゴ栽培をしたいということを前提に新規就農ができるのかできないのかというような問い合わせ、また研修ができるのかできないのかという問い合わせでございました。私どもといたしましては、国の制度や何かに乗ってなるべく就農希望者に有利な条件になるようにするためには、この条例制定をもって青年就農給付金ですとか、準備資金ですとか、そういったものが当たるような環境になった後にその方々に改めて声がけをしていきたいというようなふうを考えております。

以上でございます。

○委員（嶋崎富勝） 状況含めてわかりました。今冒頭言いましたとおり、やっぱり成功させなければいけないという一つのことですから、この条例設置とともにやっぱり新規就農も含めてこれまで別な形で支援体制のPRというのですか、例えば国の制度含めてきちんとやっぱりその辺も整備しておく必要があるのかなと思っておりますので、ぜひこのことについてご努力をお願いしたいなと思っております。

さらに、1つ、これ5条の使用料の関係なのですが、3項、いわゆる減免の関係なのです。これは、いろんな条例の中にも使用料の関係は減免項目があるわけなのですが、ややもすればその減免を、今回この部分についてはある程度わかると思うのですが、要綱か何かで多分決められるのです

よね。どうしてもやっぱり実際減免に当たるのか当たらないのかという部分が、非常に職員の中でもその場になって判断しづらい部分だとか迷いの部分含めてあると思うのです。その辺やっぱり減免については、減免規定というのは、必ず使用料の場合にはこういった減免項目があるわけなのですが、当然これ要綱の中で決めるのですね。やっぱり決めていかなかったら、長い時間たってこれは減免になるのでは、整合性が出ない場合を含めて往々にしてあるものですから、その辺の考え方、これからの使用料の関係について全てそうだと思うのですが、とりわけ新しい条例なものですから、お伺いしておきたいと思っています。

○農務課長（松井知行） 委員おっしゃるとおり、規定につきましては要綱等でもう少し細かい規定をつくっていった職員が判断に迷わないような形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないもの認め、質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入ります。

議案第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 伊達市農業活性化緊急基盤整備事業負担金徴収条例を廃止する条例を議題といたします。

それでは、議案第10号の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） これ平成23年の1月の臨時議会で提案された内容ですので、私これ議論に参加しておりませんので、ちょっと議事録などを見させていただきました。それで、今回は国のほうの関係でこれが廃止になったということで廃止するわけですけれども、議案を提案した際に農業の生産性や作業性の高い農地の確保ですとか、そういったことで生産条件不利地の心土破碎、改良事業などを行うと、こういうふうになっておまして、70ヘクタールぐらいにこれを活用してやるということでしたけれども、今回国の事業が廃止になってこの事業自体が廃止になるわけですが、当初予定した内容といいますか、目的といいますか、そういったものについては達成状況などについてはどのように捉えていらっしゃるかお聞かせください。

○農務課長（松井知行） この農業活性化緊急基盤整備事業につきましては、22年度の事業ということで、23年度につきましては農業体質強化基盤整備促進事業ということで名称が変更になったということでございます。それで、22年度の事業につきましては、21戸の農家が約15ヘクタールの整備を行ったということで、本年度につきましても約12ヘクタールの整備を行っているということでございます。来年度も継続してこの事業があれば農家さんのほうとしてはやっていきたいという

希望を持っているということでございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） そうしますと、当時経済環境部長のほうからおよそ70から80ヘクタールぐらいの規模というふうに想定していたのだけれども、国のほうの事業が廃止になることによって実際に行われたのは約30から32ヘクタールぐらいということで、本来予定していたものについては約半分ぐらいで事業としては終了するというところで捉えてよろしいのですか。

○農務課長（松井知行） 事業がまだ継続される見込みということで聞いておりますので、まだ今後継続していくものと思っております。なお、面積が一遍にできない理由といたしましては、作付の関係、それから輪作体系の関係、それから施工時期の関係という3つの要素が絡み合うものだから、本人としては一遍にやりたくても、例えばストーンクラッシャーをやったら二月ぐらいは土が落ちつくまで作付ができないというようなことが発生しますので、一遍にできないという事情の中で年割りをしているという形でございます。ですから、目標の面積に向けてなるべくといいますか、国の事業が続く限りやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 私の捉え方が悪いのでしょうか。今回の場合は、負担金徴収条例の廃止ということで、事業自体は国の事業として継続していくというふうに捉えていいのかどうか、この辺はどうなのですか。

○経済環境部長（的場重一） お答えをいたします。

この名称つまり負担金を取るものですから、条例設置が必要だということなのであります。その心土破碎、あるいは石を砕くという事業がこのとき実は初めて国の制度として発表になったのです。当初今課長が申しあげましたようにどのぐらいの希望農家があるのだという、当初相当な手を挙げました。実際にやっていたころと申すときに、申しあげたような工事の時期と収穫の時期等々がありまして、申しあげたような規模に縮小されたのですが、24年度も名称が変わって実は事業は行われております。制度の概要は、ほとんど変わらないのでありますが、事業の名称が変わったことでこの負担金徴収に絡む条例も新たに実は1本つくっております。この事業にかかわる負担金を徴収するというのは、全ての事業が終わったので、廃止をするのですが、同様な事業をやっておりますから、それには負担金を徴収するためのもう一本実は条例があります。これも事業が終わればいずれ廃止ということになるか、あるいは今動いている条例の一部改正程度の格好で負担金の徴収ができれば、そういう扱いをしようと思っておりますが、この廃止のとき、つまり24年度事業をやろうとするときにもそのことを道、国のほうとも議論をいたしました。ところが、この名称で徴収するのはこれだけにしなさいといいたしやうか、24年度展開しているときには新たな条例をつくれという指示があったものでありますから、今回整理をしたという流れでございます。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないもの認め、質疑を終わります。

これより議案第10号の討論に入ります。

議案第10号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び伊達市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第8号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないもの認め、質疑を終わります。

これより議案第8号の討論に入ります。

議案第8号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定について（潮香園）を議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 議案第4号でございますが、今回からでしたか、公募以外の方法による募集ということで、当該団体に関しましては実績もあって、それについて異議があるわけではございませんが、ただ改めて議会も、また行政のほうもチェック機能というものをしっかりとしなければならないのだなというふうに感じました。それで、選定の基準の中の（3）、資料のほうでございますが、施設の管理にかかわる経費の縮減が図られていることという点については、これは決算等でも議論があったかもしれませんが、どのように行政側としては判断しているのか、縮減の効果というのをどのように見ているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

このたびの指定管理に伴いまして縮減がどのように図れているかという形ですけれども、まず当初市で直営でやっていた時代がございまして、直営でやっていた時代から指定管理ということで民営という形になっております。その中で大きな縮減となったものとしましては、やはり人件費がございまして、人件費につきましてはやはり民間の方のご努力によりまして大きな金額、トータルでいくと2,000万以上の縮減がなされておるところでございます。また、施設等の管理につきましては、節電、このごろ問題になっておりますけれども、節電関係を潮香園につきましてもしていただいている形で、そういう維持管理費につきましては光熱水費の縮減も図っているというところでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 直轄の時代と比べて非常に大きな縮減があったということは、理解しております。ただ、このところずっと指定管理を続けている中で、ではこの縮減ということが管理団体のほうに一つの課題として突きつけられているのかという点がちょっと心配になってくるわけです。というのは、そのことによって結局働く人の処遇というものが低廉になっていくのではないかという危惧であります。要するに雇用というものがきちんと守られているのかという点が、それは今の団体に関しては問題はないと思っておりますけれども、ただどうしてもそういういわゆる指定管理の問題の中で縮減ということの効果を超えにも過度な期待をするものではないのだなということをちょっと常々感じております。今光熱費の関係に関しては、もちろんできる範囲でやっていただく必要があると思っておりますが、今申し上げた雇用の部分でのミスマッチということを抱いていないかという点はいかがでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 雇用ということは、人件費関係に当たると思いますが、雇用につきましてはやはり生命を預かっているという観点から、なかなかそれについての縮減、削減というのは大変難しいところではないかなというふうに考えております。それで、その点につきましては、やはり入園者の方の利便等々を考えて取り計らっていかないといけないものだというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） わかりました。その点がちょっと気になっておりましたので。

あと、同じ選定の基準の7番に処遇の質の確保が図られていることというふうにあります。これは、研修による例えばサービスの向上ということを努めているかということにも当たるのかなというふうに感じたのですが、具体的にその辺についてはどんな取り組みをされているのかというのはいかがでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

研修、人材育成という形になりますけれども、潮香園におかれましては定期的に道社会福祉協議会とか道老人福祉協議会が主催する研修に参加していただきまして、研修に出れない方もその研修を受けた方の内容を話し合いとか、一緒に話し合いをしながら共通の認識を持ってやっていただいているというふうにお聞きしております。また、職員の関係のスキルアップというのですか、要するに介護福祉士とか、そういう資格を取った方やこれから取られる方につきましては資格を所有することによって手当等もありますので、そこら辺で仕事の意欲を高めていくという配慮もしているところでございます。

○委員（吉野英雄） 今同僚委員のほうの質疑で大体わかりました。それで、選定基準の6番、7番のこと、特に7番のことが今質疑されました。私は、6番で入所者本位の適切な処遇の確保が図られているかどうかということについて、どういうふうに判断していくのかなというところが一番心配でございましたので、新聞報道などで、これは養護老人ホームということではありませんが、さまざまな福祉施設で虐待ですとか、そういった問題が起きて新聞報道になっております。こういったことを未然に防いでいく、現在の潮香園でこういうことが起きているとかということではないのですけれども、そういったものを未然に防いでいく上では入所者への聞き取りですとか、あるい

はアンケート調査をするだとかして、やっぱり施設側の調査ということではなくて、指定管理で委託している側のほうで入所者への聞き取りだとか、アンケートだとかというようなものが、どういう項目にするかというのはなかなか難しい点はあるかもしれませんが、やっぱりそういったものを検討していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、そういったものを踏まえてやっていかないと、これから5年間指定をするということになりますから、その間で中間でも一度やっぱり市の独自としてやっていくだとかということが必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、今回は養護老人ホームの指定管理ですので、これはほかの指定管理の場合も同様に市のほうとして選定の判定をしていく際にどうなのかと、あるいは途中で改善を求めていくだとかというようなことなども必要になってくると思いますから、ぜひそういったこともやっていく、検討していく必要があるのではないかなと思いますが、この辺についてちょっと考え方だけお聞かせを願いたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

今現在ですけれども、潮香園では声の玉手箱という形で入所者の方とか家族の方に目安箱的なものを置いてご意見をお聞きしまして、施設運営に反映させているというふうに聞いてございます。また、伊達市としましては、措置されている方なものですから、措置者につきましては年に1度施設にお伺いしまして、措置の方に直接体の状況も含めたいろいろなことをお聞きする機会がございますので、そのときにお話をされれば、そういうことも聞き入れる、確認できるのではないかなと思います。ただ、委員さんがおっしゃりますように、やはり直接入園者の方から市がどういう意見を持っているのか、そういうアンケート調査的なものは5年のうちに1度ぐらいは考えていかなければならないものではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

次に、所管事務調査を行います。

それでは、伊達市認可保育所等再編計画（案）について議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○児童家庭課長（金子達也） 伊達市認可保育所等再編計画についてご説明いたします。

1 ページ目をごらんください。本再編計画を策定する趣旨についてご説明いたします。本市を含め全国的に少子化傾向となっております。しかし、女性の就労機会の増加や不景気などさまざまな社会的要因から保育所ニーズが高くなっている現状にあります。本市においても平成22年度より入所待機児童が発生し、新設保育所の建設を計画いたしました。また、平成16年度より保育所運営費が国庫負担金から一般財源化されたことにより、財政運営に少なからぬ影響を与えております。さらに、既存の公立保育所は、築25年以上を経過し、老朽化が目立ち始めております。改築や大規模改修の時期ともなっております。このような状況の中、年次的かつ効率的に今後の保育所運営を行っていくべく本再編計画を策定し、計画的に実施していくこととしております。

次に、保育所を取り巻く現状と課題についてご説明いたします。2 ページ目をごらんください。ここでは、平成20年から平成29年までの伊達市における人口の推移について表記しております。このグラフの平成20年から平成24年までについては各年3月末の実数で、平成25年以降についてはコーホート法に基づく人口予想値となっております。このグラフでもわかりますとおり、伊達市においても全国的な人口減少傾向と同様に推移していく予想となっております。平成29年と平成20年を比較した場合、総人口で5.9%、ゼロから5歳児人口では27.2%の減少となると想定されており、少子化となっております。

3 ページ目をごらんください。平成20年から平成29年までの保育所入所児童数の推移を示しております。このグラフにおいても前ページと同様に、平成20年から平成24年までについては各年4月1日現在の実数値を記載しており、平成25年以降については平成22年度から24年度までの入所状況をもとに児童家庭課が算出した予想値としております。予想方法としましては、それぞれの年齢ごとの児童数に対し実際に保育所に入所している児童数の割合を4月1日と10月1日現在で求め、3年間のうち最大の入所割合をもとに算出しております。したがって、このグラフで示している入所児童数は、想定できる最大値となっております。この推移の中では、来年度をピークに年々減少していく傾向になり、平成27年度では年間500人を下回るものと予想され、平成29年度では450人をも下回る予想となっております。

続きまして、4 ページ目をごらんください。子育て支援センターの利用数の推移を示しております。このグラフの推移も同様に、平成20年から平成24年については実数値を記載しております。平成25年以降については、平成23年度の実績をもとに児童家庭課が算出した予想値となっております。平成13年10月に子育て支援センター「えがお」を開設した以降、利用延べ人数は年々増加し、平成21年4月に山下町につどいの広場を開設しております。その後も利用延べ人数及び育児相談件数も増加しております。平成25年度以降は、人口推移でも想定していますとおり、ゼロから5歳児の人口が減少されると想定されますことより、利用人数、育児相談件数は減少傾向になるだろうと予想しております。しかし、今後も保護者の育児ストレスの解消や幼児虐待防止、早期発見などの新たな

なニーズが想定されるため、施設機能のより一層の充実と柔軟な対応が求められております。

5 ページ目をごらんください。保育を取り巻く財政状況として、認可保育所運営費の状況を示しております。表では、平成23年度の実績値を記載しておりますが、公立保育所においては5カ所で389人の子供が入所し、事業費として4億9,592万1,000円、このうち国、道の支出金及び利用者負担金等の収入を除いた市の一般財源負担額は4億534万7,000円で、約81.7%の比率となっております。一方、民間保育所では、2カ所で109人の子供が入所し、事業費として9,929万5,000円、このうち国、道の支出金及び利用者負担金等を除いた市の一般財源負担額は3,216万2,000円で、32.4%の比率となっております。このように民間保育所のほうが市の一般財源負担額に比べ負担比率が少ないのは、平成16年度から公立保育所運営費国庫負担金が普通交付税の算定に含まれ、一般財源化されたことによります。普通交付税の算定に含まれる項目は、保育所運営費のようにふえてきておりますが、普通交付税そのものが抑制されているため、市の財政運営に少なからぬ影響を及ぼしていることとなっております。また、運営費だけではなく、建設費や大規模改修費などに係る補助制度も民間保育所に限られ、築25年以上を経過し、老朽化が目立ち始めている公立保育所では建て替えや改築などを行う場合にも財源的に非常に厳しい状況となっております。このような中、全国的に民間活力の導入が進められ、本市においても平成22年度に指定管理者制度により1カ所を運営委託しております。

6 ページ目をごらんください。上段では、胆振管内の保育所の設置、運営実態を示しております。平成19年度から24年度までの状況として、胆振管内では民間保育所の割合が32.79%から48.28%と増加し、約5割となっておりますが、伊達市においては28.57%と約3割程度となっております。

以上のことを踏まえ、6 ページ目の下段では、課題として、乳幼児を中心とした保育所ニーズは当面継続すると予想されるが、少子化の影響等により保育所の入所児童数は減少していくと推測されるため、適正な保育所の配置が必要になること、市の財政状況も考慮して保育所運営など民間移行も検討しつつ、質の高いゆとりのある保育の提供を計画しなければならないこと、3つ目として通常保育のほか特別保育の充実を図る必要性があることの3点を挙げております。

7 ページ目をごらんください。これ以降については、これらの課題に対するため本再編計画について掲載しております。計画期間といたしましては、出生数に大きく左右されることから、平成25年度から平成29年度までの5カ年としております。また、この計画期間内に国や北海道の施策や出生状況などの社会的背景が大幅に変化した場合には、柔軟に見直すこととしております。

8 ページ目をごらんください。本再編計画の内容について記載しております。第1点目は、市立ふたば保育所の民設民営化についてであります。現在平成22年度から5カ年の指定管理として社会福祉法人伊達睦会に委託しておりますが、例年入所申し込み希望者が殺到していることや地域からの信頼も厚いこと、さらに実績評価も高水準で推移していることなど、保育所運営に何ら支障がないと判断されることから、委託期間を1年間短縮し、施設譲渡を前提に民営化を図る予定としております。

第2点目は、新設保育所の開設です。待機児童の解消のため、公募により決定された民間保育所1カ所が来年4月から開所します。この保育所では、一時預かり保育などの各種特別保育の充実を

図ります。

9ページ目をごらんください。第3点目は、子育て支援センターの充実であります。現在市直営で2カ所の支援センター施設を運営しておりますが、今回建設された新設保育所に併設される子育て支援センターで業務委託により3カ所目の運営を1月から開始し、子育て支援センター機能の一層の充実を図ります。また、平成27年度からは現在市で行っている2カ所も民間に業務委託し、移行する計画としております。

第4点目は、乳幼児保育に対応した市立保育所の改修であります。前項目で説明したとおり、子育て支援センターを民間委託することにより、あくことになる「えがお」を乳幼児保育に対応したくるみ保育所分園として改修し、現在1歳6カ月からの入所対象年齢をゼロ歳に引き下げ、乳幼児保育に対応させます。また、つつじ保育所については、3歳以上の保育所入所児童が減少することにより、余裕ができる保育室を乳幼児が入所可能になるような改修を行い、乳幼児の入所増員を図ります。これらの改修については、平成27年度を予定し、平成28年度から実施する計画としております。

10ページをごらんください。第5点目は、市立ひまわり保育所の廃所です。さきにご説明したとおり、年々少子化傾向になることにより、保育所入所児童数も平成29年度には450名を下回る見込みとなっていることにより、伊達市全体の定員数から入所希望児童数が大きく下回ることとなります。これに伴い、事業開始年次が昭和53年と古く、老朽化が著しいひまわり保育所の廃所を検討します。廃所に当たっては、そのときの少子化状況や保育ニーズの動向を見ながら決定することとなります。

最後に、第6点目の入所定員の適正化です。大滝保育所においては、定員60名となっておりますが、ここ数年30名未満の入所児童で推移しておりますので、適正な定員へと変更することとしております。

以上が再編計画の内容となります。これらの計画を年度別に一覧表にしたものが11ページに掲載しております。

12ページ目をごらんください。ここでは、事業効果を記載しております。全ての再編計画が実施された場合、大きく3項目が事業効果として見込まれます。第1点目では、保育所入所予定児童数に見合った保育所の設置です。目標年次である平成29年度の入所定員は480人になり、これに対し入所予定児童数は449人となります。このことにより、ゆとりのある保育環境となります。保育所数は、子育て支援センター「えがお」を改修してくるみ保育所の分園として位置づけされる分園も1つカウントされることにより、公立4カ所、民間4カ所、計8カ所となり、胆振管内の平均と同様の約50%となります。

第2点目は、多様な保育ニーズへの対応です。今までの認可保育所では、生後6カ月目からの受け入れしか行っておりませんでした。来年4月から開所される新設保育所では生後57日目からの受け入れを行います。また、本市としては初めての取り組みとなりますが、一時預かり保育も実施します。延長保育についても、ふたば保育所と伊達保育所の2カ所での実施でしたが、新設保育所でも実施することとなり、3カ所目となります。また、くるみ保育所の分園の設置及びつつじ保育

所の改修により、乳幼児保育への対応を図るなど、多様な保育ニーズへの対応が可能となります。

第3点目としては、子育て支援事業の拡大です。ひろば型の子育て支援センターを1カ所業務委託することにより、市街地小学校校区内各1カ所の設置となり、今までより利用しやすい環境を提供できるようになります。子育て支援センターの分類については、ページ下段に囲みで説明してありますとおり、ひろば型とセンター型がございませう。大きな違いとしては、ひろば型は週3日以上、1日5時間以上の開設が条件となっており、センター型では週5日、1日5時間以上の開設が条件となっております。

最後に、13ページ目をごらんください。ここでは、再編計画以降の課題予測、平成30年以降を記載しております。平成30年以降も現状のまま社会情勢等が推移し、少子化傾向が続く場合は、保育所入所児童数も減少傾向を示すと思われ、また保育所も築30年以上を経過することとなり、老朽化に伴う大規模改修が必要になる時期にもなります。このことから、保育所の建て替えや適正な配置の検討を盛り込んだ計画が必要になってくると考えられます。現在のところ国からまだ詳細な情報は提供されておきませんが、子ども・子育て関連3法が8月22日に公布され、平成27年度施行に向けて平成25年度、26年度では子ども・子育てに係る需要の把握や子ども・子育て関連3法案に関する条例等の制定及び改廃、支援事業計画の策定なども実施することになるなど、子育て環境においては流動的な要素も多く考えられますので、国の動きなどを的確に捉えながら柔軟に見直しを行っていくものです。

なお、本再編計画は、9月24日に経営会議、10月18日には次世代育成支援地域協議会で審議し、了承されておきます。また、年明け1月9日から2月8日までの間パブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメントの結果大きな変更がない場合、3月に計画書の策定を行い、議会、次世代議員に配付するほか、ホームページに掲載し、市民周知を行うこととしておきます。

以上が伊達市認可保育所等再編計画の説明になります。

以上です。

○委員長（原見正信） ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 再編計画ということで今ご説明をいただきました。それで、機能が充実する部分は、それでよかつたなと思っております。また、以前から市立の保育所に関しては整理していくべきだという話も出ていましたので、いよいよ市立ひまわり保育所の廃所ということが具体的な年数となってあらわれてきたなというふうにお思っております。利用者の利便性の確保という部分での点もちろんポイントになるかと思っておりますし、あわせて働く人の処遇というものがどうなるのかというのも1つポイントになるのかなと思っております。要するに現在働いている方々との処遇がどうなっていくのか。公立から民営に変わっていく部分もございませうので、さまざま大きな変化があると思っておりますが、その辺についての進め方というのはどんなふうにお考えいらつしゃるのでしょうか。

○児童家庭課長（金子達也） 現在勤めている保育士数としては、39名となっております。今年度退職する者等を含めて来年度以降が35名ぐらいになる予定となっております。現在の保育所の中で

配置をしますと、大体同数で、同じぐらいの数になっているのですが、今後保育所が減ったとしてもほかの地域保育所に配置をして、あと障がい児保育とか、そういう特別保育のほうに配置をしたりする予定になっており、保育士の仕事はそのまま続けられるというような予定になっております。○委員（小久保重孝） 今のご説明ですと、さまざまな仕事を担っていただきながら、処遇は継続できるということで理解をいたしました。

それで、よく実はいろんな方から声をいただくところでは、保育所の働く方の賃金というものが低廉ではないかというご指摘をいただきます。先ほど説明の中の5ページ、保育を取り巻く財政状況の認可保育所事業費の中で表でざっと計算しますと、公立保育所の部分では入所児童数当たりで計算した、割り返した数字、事業費を、あと私立の数字とで割り返すと、私立と公立で1.4倍違うというふうな形になっていて、これが多分、もちろん施設運営費もあると思うのですが、人件費などがそれに返ってくるのかなというふうに感じております。私のほうでも以前たしか調べたときに、正職員と臨時の方の賃金の格差が結構大きくて、公立の部分でも結構大きな差に結構愕然としたことがございました。私立に関しては、ある程度経営の中でバランスをとりながら、文句も吸収しながら運営をしているのかなというふうに感じているのですが、その辺の処遇、先ほどのいわゆる雇用の場ということではなくて、現状から平成29年までの間いわゆる賃金の格差の問題なんかはどう吸収されていくのかなというふうにちょっと感じております。これは、公立で市役所がやれる範囲というのは限られているかもしれませんが、ある面現場として非常に文句の出ているところではないかなというふうに感じているのです。現場の中で同じ業務をしながら、一方では非常に高い賃金をもらっていて、一方では低い賃金に抑えられていると、そういったバランスの悪さというものが今なかなか表には出てこないのですが、内部的な問題としてあるのかなというふうに感じております。その辺もうまくこの29年までの間に施設の統廃合の中で整理されていけばいいのですが、どうしても低廉な賃金というものが解消しないということはおそれとしてはやっぱりあるなと思っております。担当としてその辺の考え方について確認をさせていただきたいと思っております。

○児童家庭課長（金子達也） お答えします。

まず、事業費と子供の数を単純に割った場合に公立のほうが1.4倍ぐらいという話があったのですが、これは子供の年齢層によってかかる人の配置数が変わってくるので、ちょっと単純には言えない部分もあるのですが、結局低年齢児のほうに配置数が多くなるのです。それをすると、当然人件費もたくさんかかるということで、公立の場合はひまわり保育所がありますので、ちょっと配置が多くなっているというような現状になっております。

それにプラス、民間のほうにやはり給料は安いという話は聞いておりますが、公立の場合は市の給与表にのっとって給与を支払っているという部分ありまして、その辺で差が出ているのかなとも思っております。ただ、民間のほうについてもきちっとした給与体系をとって加算分を加算しながら、委託費として払ったり、あと運営費として支払ったりしているので、民間のほうできちっとやってくれているものと思っております。ただ、臨時職員とかパート職員の給与に関しては、職員課のほうで積算している賃金をもとに計算して支出しておるのが現実です。そうになると、やはり市の正職員に比べては安くなるのは現状としてあるのですけれども、正職員の場合は保育に関する計

画書とか、子供に対するケアとか、責任を持ってやる部分が多くなる関係上高くなっている部分があるかなと思います。賃金に関しては、今後世の中の情勢でどう変化していくかわからないのですが、その辺の対応については職員課のほうで決められた金額に基づいて今後積算していくことになると思います。

以上です。

○委員（小久保重孝） 前段の1.4倍の部分では、預かる保育の児童の年齢によって違うという点は理解をいたしました。

それで、後段の部分に関しましては、市で決められている範囲を変えるということにはもちろんならないわけでありまして、要するに民間に移行していく中で今の臨時というか、パートの部分で私はちょっと低廉過ぎるなというふうに感じておまして、その部分そのまま継続されていくということがやっぱり労働の意欲を失っていくのではないかという気もしておりますし、質という部分でも非常に心配されると思っております。公から私立に移っていくことで正職員の部分が多分すごく減っていったら、その部分での圧縮がなされていくのだというふうに思っておりますが、そのことによってサービスの低下というのがまたそれはそれで懸念されるところでありますし、先ほども申し上げたように賃金のバランスの問題に関しては現場でいろんな声があるということを担当課長としてもぜひ押さえていただきたいなと思っております。そういったことの中でこうした統廃合が進められていくということですので、先ほど出てきた子供の数が減っていく中でこれは仕方ない選択だというふうに思うのですが、その選択をしていく中でよりよいサービスの確保と、また働く人たちの権利といいますか、立場というものを守っていくということをしつかりと約束をしていただきたいと思っております。その辺について最後ご答弁いただきたいと思っておりますが、部長から。

○福祉部長（三戸部春信） 保育環境の質の確保、これは建物も含めまして職員のそういう資質向上、これは当然必要なことだと思います。特別保育を中心に保護者の方も通常保育の質も含めましていろんなそういう保育サービスの質の向上ということは当然望まれておりますし、それに当然対応していかなければいけないと思っております。

それと、雇用環境の問題ですけれども、これは民間保育所も社会福祉法人ですから、当然それぞれ給与規程、服務規程等々整備されております。それで、どうしても現状公立と比べますとやはり保育士さんの年齢構成とか、ご案内のとおり公立保育所は年齢高いですから、人件費も高上がりになります。そういう意味では、私立のほう年齢バランスがいろいろありますので、そういうことでは全体的な賃金の縮減ということもあると思います。それと、臨時ですとか嘱託さん、そういうところのよく同一労働、同一賃金ということもありますけれども、これはそれぞれ賃金設定しておりますけれども、やはり嘱託職員から正職員の、人事評価は伴いますけれども、そういう登用の道とか、そういうものも取り入れて職員のやる気というか、そういうものを促すようなこと、そういうことも必要なことかなと思っております。そういう意味で指定管理が中心になるかもしれませんが、機会を捉えてそういうお話し合いもしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 保育の問題については、平成16年に公立保育所に対する運営費国庫負担金が一般財源化されて、その当時からこうなるのではないかなというふうに私も思っておりましたが、特にその後の保育所の建て替えなどについて国庫が使えなくなるというようなことがありまして、老朽化した場合についてやっぱり民営化に向かっていくというのは、市の選択としてはそうなっていかなざるを得ないのかなというふうに思っております。肯定するわけでありませんが、財政上もそうならざるを得ないのかなというふうに思っております。

それで、今回平成29年、28年度末に向かってどうなっていくかという再編計画、長期的な計画が出されております。それで、何点か確認したいのですが、ふたば保育所については平成26年から現在の指定管理ではなく完全に民間に移行するということですね。それで、12ページの事業の効果のところ保育所数が公立4カ所、私立4カ所で公民大体5対5になるということなのですが、これは保育人数の想定なども含めてこういうふうに設定をされていると思います。それで、この時期といわゆる子育て新システムが8月に公布されたことに伴う関連法案との関連で、保育所に入所させたいという親御さんといいますか、そういう方々に対する説明、こういうふうに再編計画と、それから子育て新システムとが並行しながら進んでいくということで大変混乱が起きる可能性もあるわけです。あるいは、これは完全にこうしなさいということではないのですが、親との直接契約になる問題ですとか、そういった問題についてきちっと説明をしていかなければ大変混乱を生じるなど、両方が並行的に進んでいきますので、この辺について現在入所されている方々、あるいはそういった方々に対してどういった説明の方策をとっていかれるのか。この計画を立てるに当たっていろんな審議会を経たりいろいろしているわけですが、実際に入所されている方々への、特に親御さん方への説明といいますか、そういったものはどのようにされていくつもりなのか、この辺お聞かせください。

○児童家庭課長（金子達也） お答えします。

子ども・子育て関連3法案については、今ホームページ上で公開されている資料等を入手しながらいろいろ調べてはいるのですが、現状のところ国のほうから正確な情報はまだ伝わってこない状況になっています。ただ、その資料を見る限りは、子育てニーズを調査しなくてはならないということとか、いろいろ書いておりました。それに基づいて国からの情報が明らかになった段階で保護者のほうにもきちっと説明をしていかななくてはならないかなと考えております。ただ、この再編計画もその関連3法案のほうはまだ明らかになっていない状況で作成しているものですから、その関連3法案のほうで大きく方向性を変えなくてはならない部分が出てきた場合には柔軟に対応していきたいとは考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 私も国会審議などは聞いておりますけれども、なかなか何回説明を聞いても、これがやればやるほど複雑怪奇になっていくものですから、一体どういうふうになっていくのか、あるいは法案としては通ったけれども、地方自治体として裁量の余地の範囲があるのかどうかといった点もまだ十分に明らかになっていない問題もあるものですから、私よりはもちろん担当のほうで情報入手は早いでしょうから、ぜひともそういった点での情報を市民に流しながら正確に進めて

いくということが必要だだと思います。いろいろ子育てをされている方々から子育て新システムについての問い合わせがあっても、私もなかなか答えづらいという問題もありますし、それから不安ばかりが先に立っておりまして、一体どうなっていくのかというようなことを、いわゆる子育て、保育に欠ける児童に対する市の責任はどうなっていくのかというようなことを聞かれても、その新システムの中でどういうふうになっていくのか、あるいは市町村として裁量余地があるのかというようなことについてはまだ十分明らかになっていない部分がありますので、再編と子育て新システムが並行的に進められていくところに非常に混乱を来すのではないかなという私危惧を持っておりまして、ぜひともその点での適切な情報提供と取り組みをお願いをしたいと思います。

あと、子育て支援センターの拡大事業、これは今までよりもさまざまな取り組みとしては非常に前進しているのかなというふうに感じております。箇所数もふえますし、それからセンターの分類などについてもかなり柔軟にやられるなというふうに思っておりますから、子育て支援センターの事業内容としては公立でやっても民間でやっても大きく変化するということはないと思いますので、この辺については事業の適正化と、それからニーズに合った運営をぜひ拡大をしてやっていただきたいと思います。

きょうは説明を聞いただけなので、現実的にこれがどう動いていくのかなということについては、また機会があれば議会などで質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員（嶋崎富勝） あくまでも所管事務調査ですから、きょう初めて具体的に説明受けたのですが、1点だけ確認をさせていただきたいのですが、今回再編計画つくるに当たって市立の幼稚園の方向性も示されていますから、その中で1点だけ、幼保一元化という部分というのは今回再編の中で検討されたというのか、話題としてのったのかのらないのか、その部分だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○児童家庭課長（金子達也） 幼保一元化については、認定こども園とかの関係だと思っておりますが、公立のほうでは一応試算とか検討はしてみました。その中で今の現状の伊達市の状況でいくと、そういう認定保育園になるときのメリット等が余り出なかったという部分がありまして、この中からは外れていますが、一応検討はしています。あと、幼稚園のほうについては、大きく2つあるのですけれども、それぞれでいろいろ検討はしているようです。今回の子ども・子育て関連3法案、この説明のほうにも行っているようでして、その中で今後どうするかというのは検討していくというふうには聞いております。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査を終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。
以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。
大変にご苦労さまでした。ありがとうございます。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前11時12分）